

## 【第2回懇談会での主な意見とその対応】

## ◆ 1 責務の整理

- ・この条例に定める責務について、誰が誰に対してどのような行為を行うのかといった一覧がないと、漏れがあるのかないのか等の判断がしにくい。

⇒ 報告2「責務のマトリックス」作成

## ◆ 2 自転車利用推進委員 指導、取締り等に係る役割分担

- ・自転車利用推進委員が「事業所等」に限定されているが、条例の実効性の担保からすると弱いのではないか。
- ・自治連合会の各単位自治体においても交通指導委員がいるので、交通指導委員や自治会関係の方々も自転車利用推進委員に加えてはどうか。
- ・自転車リーダーが上位概念としてあり、自転車利用推進委員、交通指導委員、観光サイクルサポーター等が、それぞれ啓発活動や教育活動、指導活動を行うのだということを整理すれば、条例で定めるのはそのうち推進委員だけでいいかどうかについても見えてくるのではないか。
- ・「市」（公務員の市の人）、「市が認定した自転車利用推進委員」、「警察」が指導や取締りにつながるような行為を、どのような名称で、どのように役割分担して行うのか、整理しておかないと、推進委員になった人は、何をどこまですればいいのか不安になる。

⇒ 報告3「自転車利用推進委員について」作成  
報告4「指導・取締り等に関する役割分担」作成  
資料1「条例（素案）」第14条（人材の養成等）を追加

## ◆ 3 自転車利用環境計画との関係

- ・自転車利用環境計画が既にあり、その計画を根拠に条例ができているのに、条例で自転車利用環境計画を位置付ける意味はあるのか。
- ・3（基本理念）を新たに起こしたということだが、理念条例なので、前文を掲げてはどうか。前文の中で、この条例の理念と合わせて、利用環境計画を受けての条例だという制定過程も書くことによって、この条例がまさに推進条例になる。
- ・各主体者の責務の条例になっているが、主としては自転車のまちづくりを実現させるためだと思うので、それを前文で強調してはどうか。
- ・12（自転車利用環境計画）については、いまの内容なら必要なく、むしろ前文で盛り込める。しかし、条例と計画が少なくとも今後10年は共存するので、条例と計画の関係をなにも述べていないのは奇妙な感じがする。先に定めてある計画を推進していくといった内容の方が、この条例で再確認するのなら意味があるのではないか。

⇒ 資料1「条例（素案）」  
・前文の作成、（基本理念）の削除、第12条（計画の推進）の修正

## ◆ 4 無関心層への対応 それぞれの責務 エリア単位での取り組み

### ①無関心層

- ・一般の人たちは、私たちが思っている以上に無知で、自転車の整備の必要性、ルール等、ほとんどわかっていないような人がたくさんいるので、ルールの周知、点検の必要性、保険等について周知することを重点とすべき。その次のステップに情報収集・発信の話があると思う。
- ・学校に言っても話が進まないところがあるが、エリア単位で進めていくということであれば、自治会や、主婦の団体であったり、いろいろなグループがあるので、情報を提供していくといったやり方があると思う。
- ・一般の人は無知であるというのは私も同感で、無知というか、無知以前に無関心で、知ろうという気持ちすらない。無関心の人には、自転車が走る現場で啓発していくということも必要ではないか。親の責任ですよ、販売店の責任ですよ、と言われても、それぞれのできる部分、できない部分が絶対にある。
- ・重点的に取り組むべき地域において警察に取締りの強化を要請するのは、すごく有効だと思う

### ②学校長等の責務

- ・学校では、通学、駅に行く、駅だけに使う方にでも、しっかり指導するべきだと思う。
- ・学校で通学で使う場合は、自転車屋さんで整備点検を受けて、必ずTSマークに入らないと、通学を認めないという自治体もある。
- ・一番事故が起こる年齢層が中高生だったりするので、通学時に限らず、もっと広げて、生徒全員に必ず自転車関係の啓蒙をするようにすれば良いのではないかな。
- ・学校の方で、基本的には自転車を使う場合には、ルールについて講習を受けるとか、点検に関することは必ず周知をさせないといけないと思う。

### ③保護者等の責務

- ・安全に関しても、意識がなければ受け入れられないし、保護者の責務が一番大事になってくるのではないかな。

### ④小売店舗等の責務

- ・制度上もれなく情報が行き届くようにするには、お店に買いに行った時しかないように思う。
- ・自転車の小売店に買いにこられたときに、ほぼ全員が現場で防犯登録をすると思うので、小売店の責務として、自転車安全利用五則をしっかりと伝えた後に、防犯登録をしていただくとか、何かそういうことに引っ掛けられないかな。

### ① ~ ④

- ・これらは大事な問題なので、特に子どものことを考え、児童又は生徒が無関心層から関心層になり、しかも、自転車まちづくりの輪の中に入って、更に将来の自転車のまち堺を担っていてもらわないといけないといった視点で、(保護者等の責務)(教育委員会の責務)(学校長等の責務)あたりの文章を検討して欲しい。

① ⇒ 資料1「条例(素案)」

- ・第16条(指導又は取締り強化の要請)の修正

効果的なポイントをおさえるために、重点的に取り組むべき地域

- ・第17条(自転車のまちづくりに向けた仕組みづくり)を追加

② }

③ }

④ }

⇒ 資料1「条例(素案)」記載済み

## ◆ 5 情報の収集 窓口機能としての役割 結びつける責務

- ・市に期待されている役割として、情報の収集・発信が大きいのではないかと。市が情報を吸い上げる必要がある。
- ・自転車まちづくり推進室は、全国でここしかないということなので、ここに集約し、堺で初めてできたこの室でやることに、大きな意味があると思う。
- ・情報提供などで市役所に全ての情報を集めて下さいと言うのは、現実的には不可能。行政が出す以上、情報を保証することになるので、それはなかなかできない。
- ・市の方に回答するということまでやるのは、まず不可能。
- ・よろず相談所みたいな形で触りの窓口だけでもやれると、市民に対する利便性が向上する。
- ・市民の期待にこたえるためにも、情報の収集や整理等を自転車まちづくり推進室がすることが大切なのではとの提案があった。委員からは「ユニークな室があるのだから、もっとアピール出来るのではないかと」、「やれることをやればいい」、自分でできないことまでやろうとすると、「あまり無理をすると、結局、情報を更新しきれなくなると、見放されたりすることがある」ので、市が背伸びして、あれもこれも全部やらなければならない、全部回答しなければならないというふうに思わなくてもよく、「それを知っているところと上手く繋ぐような役割をやるようなサイトを市がきちっと作る」ということで、意見が全て調和する。そういった情報の交流とか拠点とか、条例に市の役割として盛り込むことは大切なことだと思う。
- ・一般の人たちは、私たちが思っている以上に無知なので、ルール、点検の必要性、保険等について周知することを重点とし、次のステップとして情報収集・発信の話があると思う。
- ・インターネットというのは必ず自分で検索する必要があるが、意識のない方たちは検索すらしないので、全く使わないものになってしまう。
- ・どこかにニーズがあり、どこかでそれを提供する人がいる。しかし、その二つをマッチングするサービスがない。そういった人をつないでいくことができると、活性化することもある。それはこの条例の中で義務にする必要はなく、なにになにができるっていうようにしておけば、今後そういったことに使える。
- ・結びつける、その部分をむしろ責務にしないといけない。個々に何かを努力するというのではなくて、個々にやるのは当たり前で、そこをどうつなぐか、ということの責務、それを誰がどういう責務を負うかということ。

⇒ 資料1「条例（素案）」

- ・第3条（市の責務）に加筆 （4）自転車に関する情報の収集及び発信並びに交流
- ・第17条（自転車のまちづくりに向けた仕組みづくり）を追加
- ・前文、第1条（目的）に加筆 協働

## ◆ 6 各条文の修正等

### ○第6条（自転車製造業者及び自転車小売業者の責務）

- ・灯火や反射板の記述だけでは不十分、取扱説明書にはもっと大事なことが書かれている。
- ・自転車の前輪ロックにより重大事故につながる場合が多く、その事が取扱説明書の最初に書かれている。取扱説明書を読む、そして保護者には、子どもに取扱説明書をよく読み聞かせるようにする必要がある。
- ・無料整備点検等を行った際に、一番多いのはブレーキの問題で、あとはベルの問題、反射板がついてない、ライトが付いているが点灯しないなどである。

⇒ 制御装置（ブレーキ）や警音器（ベル）については、道路交通法によって、自転車の運転者が備え付けることを義務づけているが、灯火や反射板については、夜間等の運転時のみにしか義務付けられていない。また、道路交通法では、自転車製造業者及び自転車小売業者の責務としての規定はないため、ここで規定している。

資料1「条例（素案）」

- ・第7条（保護者等の責務）に加筆 自転車の取り扱いの説明

### ○第13条（自転車の点検整備等の促進）

- ・点検整備には、乗る人が行う日常点検と、しっかりと技術をもった販売店が行う整備点検とふたつあるので、ただ点検推奨だけでは具体性に欠ける。

⇒ 資料1「条例（素案）」

- ・第4条（自転車利用者の責務）に加筆
- ・第13条（自転車の点検整備等の促進）に加筆

- ・点検については、（市の責務）にも書かれているので整理してはどうか。

⇒ 資料1「条例（素案）」

- ・第3条（市の責務）の修正（削除）

- ・行政として、学校や市の駐輪場で一斉に点検するなど、具体的な方策がないと文言だけ並べても進んでいかないのではないかと考えている。自転車損害賠償保険についても、条例に書いたところで、ほとんど誰もやらないということになりかねない。なにか具体的に進めないと、文言だけでは難しい。

⇒ 具体的にどのように進めていくのかについては、今後検討していく必要はあるが、それは条例で定めるところではないと考えている。市としては、例えば自転車置き場まで小売店の方にきてもらい、自転車を預けている間に点検してもらい、保険にも加入できるような取り組みなどできないかと考えている。

### ○第15条（自転車利用推進委員）

- ・自転車利用推進委員の委嘱にあたっては、盲学校等の先生にも指導してもらおうなど、障がい者の立場を十分理解した人に自転車利用推進委員になってもらいたい。

⇒ 自転車利用推進委員の養成のためのカリキュラムを検討する際に考慮することとする。

## ○第16条（指導又は取締りの強化の要請）

- ・（1）の「市は、自転車事故を未然に防止するため、他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるような運転をする自転車利用者に対し必要な指導を行い」とあるが、市が個人を特定することが可能なのか、個人に指導することはないと思うので、（1）取締り強化と（2）指導は入れ替えた方が正しくなるのかと思う。

⇒ マナーアップ等の啓発活動を行う際に、市が個人に対して指導することもあると想定しているため、（1）は修正なし  
（2）については、第15条（自転車利用推進委員）と重なるので削除

## ○その他（障がい者等の安全確保について）

- ・障がい者からすると、自転車が横を警笛もなしに走り抜けるのは大きな問題で、実際に危害を加えるということではなくても、精神的な危害を与えられている感じがする。
- ・警察のルール項目を見ても、障がい者という言葉が出てこない。

⇒ 資料1「条例（素案）」  
・第4条（自転車利用者の責務）に追加  
道路交法において既に「身体に障害のある者、目が見えないもの」等の通行の保護に関する記載はあるが、特に障がい者等について配慮を求める声が大きく、市としてもより安全な利用をしてもらいたいため、自転車利用者の責務として追加した。

## ○その他（自動車等運転者の責務について）

- ・自動車運転者の責務というのが全く位置付けられてない。

⇒ 道路交法において既に「他人に危害を及ぼさないように」といった記載があるため、ここでは規定しない。

## ○その他（罰則について）

- ・罰則について、自転車道等の整備も進んでないなか、こうしろ、ああしろと言われても戸惑う。
- ・道路交法で定められている罰則があるので、自転車店で自転車を売る時にルール・マナーの啓発を行う、また、校区の自治会で講習会を開いて、しつけ、マナーを向上させるといった取り組みを推進してはどうか。

⇒ 罰則については規定しない

## ◆7 第2回懇談会終了後、大阪府警本部からの提案事項

### ○その他（ヘルメットの着用について）

- ・参考資料1

⇒ 資料1「条例（素案）」  
・第4条（自転車利用者の責務）に加筆